

令和 3 年度 就学援助制度について

1 月終わりのころから 2 月始めのころに学校からお配りした「令和 3 年度（2021 年度）就学援助制度のお知らせ（早期 2・一般・随時）」（以下「お知らせ」とします。）の内容に変更があります。

就学援助制度とは・・・

経済的な理由でお子さまを大阪市立の小・中学校に通わせるのが難しい家庭の保護者の方に
学校教材費や給食費などを援助する制度です。



1 令和 3 年度の所得基準額が決まりました。（「お知らせ」4 ページ）

- 「お知らせ」の【所得基準額】から、**世帯の人数が“2 人”の場合のみ変更**となります。
（借家等 219 万円→224 万円、持家 155 万円→159 万円）

【令和 3 年度 所得基準額】

世帯の人数		2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
住宅の形態	借家等	224 万円	263 万円	322 万円	358 万円	398 万円	471 万円
	持家	159 万円	199 万円	257 万円	293 万円	333 万円	394 万円

※所得基準額は、令和 2 年 4 月の生活保護基準を基にしています。

2 所得審査（⑫理由での申請）に経過措置をもうけます。

- 令和元年度から令和 2 年度にかけて所得基準額が下がったことに伴って、経過措置をもうけます。
- **令和 2 年 3 月末時点から引き続いて令和 3 年 3 月末まで就学援助を受けていた児童生徒については、**
令和 3 年度の所得基準額を上回る場合、令和元年度の所得基準額を用いて審査します。
- 経過措置を行う場合の所得も「お知らせ」4 ページ記載のとおり、給与所得者および公的年金所得者は
所得控除後の金額から最大 10 万円を控除した金額、自営業の方は年間収入額から必要経費を引いた
金額で審査します。

【参考：経過措置の際に使用する所得基準額（令和元年度の所得基準額）】

世帯の人数		2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
住宅の形態	借家等	218 万円	267 万円	325 万円	362 万円	404 万円	476 万円
	持家	153 万円	203 万円	260 万円	298 万円	339 万円	400 万円

3 申請に押印は不要となりました。

- 就学援助をお申込みいただく際の押印は不要となりました。
- 「お知らせ」「就学援助申請書兼世帯状況票」には“自署以外は押印”の記載がありますが、
押印していただく必要はありません。ただし、**記名はもれなくお願いいたします。**

学年の最初から制度を利用いただくための申請期限は 6 月 30 日（水）です
（税情報を利用する場合の申請期限は 5 月 14 日（金）です）

【就学援助ホームページ】



【申請書類提出先】

お子さまの通われる学校

【制度についてのお問合せ先】

教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当
就学支援グループ 電話番号：06-6115-7653

